

島田市自治基本条例（案） 第 11 回作業部会前

ここに前文が入る予定です。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、議会及び市長等が協働し、島田市について考え、行動するための基本理念を明らかにするとともに、それぞれの役割を明確にさせることにより、市民が中心のまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に住所を有する者をいう。

(2)まちづくり協力者 市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有し事業を行う法人その他団体並びに本市においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他団体をいう。

(3)市民等 市民及びまちづくり協力者をいう。

(●)市長等 市長（公営企業の管理者を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業の管理者をいう。

(●)まちづくり 島田市をよりよいまちにするための全ての活動をいう。

(●)協働 市民、議会及び市長等と一緒にいう活動を行う活動をいう。

（基本理念）

第●条 本市におけるまちづくりは、市民が主体的に参加できるものでなければならない。

2 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び市長等が互いに信頼し、補い合うことができるものでなければならない。

3 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び市長等が互いに将来の展望を共有できるものでなければならない。

4 市民、議会及び市長等はまちづくりに当たっては、互いの意見を聞き合い、公益性を重視しなければならない。

（基本原則）

第●条 本市におけるまちづくりの基本的な原則は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)情報の発信及び共有 市民、議会及び市長等が互いにまちづくりに関し、情報を発信し、及び共有すること。

(2)交流及び対話 市民、議会及び市長等が互いに交流し、及びまちづくりに関し、合意形成するに当たっては、十分な対話を行い、○○すること。

(3)連携及び協働 市民、議会及び市長等はまちづくりに関し、それぞれの役割と責務の下に相手の立場や主張を認め合い、目的を共有したうえで連携し、協力すること。

（情報公開）

第●条 議会及び市長等は、島田市情報公開条例に基づき、まちづくりに関する情報を適正に管理し、公開しなければならない。

2 議会及び市長等は、政策決定の過程の透明性の向上を図るため、**島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱**に基づき、会議の公開及び会議録の公表をしなければならない。

（個人情報保護）

第●条 議会及び市長等は、島田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。

（人材育成）

第●条 市長は、まちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成をしなければならない。

2 市長等は、市民等がまちづくりに関する知識及び能力を習得するための機会を提供しなければならない。

3 市民等は、まちづくりに関する知識を互いに教示するものとする。

（総合計画）

第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経

て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。

2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の意見を聴取すること。

（組織）

第●条 市長等は、社会情勢の変化に適切に対応できるよう組織を編成するものとする。

2 市長等は、組織の編成に当たっては、分かりやすい名称を付すなど、組織の事務分掌が市民等に理解しやすいものとなるよう努めるものとする。

（財政運営）

第●条 市長は、市の財源の確保と効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。

2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民に分かりやすく公表するものとする。

（行政評価）

第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすい形で市民に公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映するものとする。

（行政手続）

第●条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものとする。

（公益通報）

第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法または不当な行為について職員から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（外部機関との連携）

第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市長等は、教育機関及び事業所等との連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

（国際交流）

第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。

（審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては（、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き←必要か？）、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

（公共施設等）

第●条 市長等は、財政、人口の状況に応じて、公共建築物、インフラその他の公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。

（住民投票）

第●条 市長は、まちづくりに関わる重要事項について、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関する手続、投票資格要件その他必要な事項は、別に条例で定める。

（危機管理）

第●条 市長等は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、市民及び関係機関と協力・連携し、危機管理体制の確立を図るものとする。

2 市民は、災害の発生時または災害が発生するおそれがある場合において自主的かつ主体的に避難等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処するものとする。

（市民の役割）

第●条 市民は、自らまちづくりについて考え、次に掲げる事項に積極的に努めるものとする。

(1) 市民は、まちづくりに関心を持ち、議会及び市の情報を入手すること。

(2) 市民は、市民同士で交流し、及び意見の交換をすること。

(3) 市民は、選挙に行く等、法に基づく権利を適切に行使すること。

（公益的活動）

第●条 市民は、自治会活動等の公益的な活動に参加するように努めるものとする。

2 市長等は、公益的な活動を支援するものとする。

3 市長等は、市民等が公益的な活動に参加しやすいよう、環境を整えるとともに、市民等が参加するように意識啓発を図るものとする。

（議会及び議員の責務）

第●条 議会は、市の議決機関であり、市長その他の執行機関に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 議員は、積極的に市民の意見を的確に把握し、市政に適切に反映させなければならない。

3 議員は、議会活動について積極的に市民に発信し、また意見を交換する機会を設け、開かれた議会運営に努めなければならない。

（市長等の責務）

第●条 市長等は、市政の現状及び将来像をわかりやすく市民等へ提供し、及び発信しなければならない。

2 市長等は、市民及び議会の声を公正かつ誠実に聞き、地域課題の解決方法を政策に反映させなければならない。

3 市長等は、市民がまちづくりに参加しやすいよう、多様な機会を儲け、幅広い市民の声を反映し、多様性に考慮したまちづくりに努めなければならない。

（職員の責務）

第●条 職員は、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

（実効性の確保）

第●条 市長は、条例の内容の実効性を確保するため、市民等に対する普及啓発活動及び職員に対する研修等を継続的に実施しなければならない。

- 2 この条例の実効性を確認するため、島田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。